平成３０年（フ）第５６９号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目５番17号　グランド　621号室、前住所大阪市東住吉区杭全６丁目２番17―４Ｇ号
破産者　吉川　　登
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０号
兵庫県明石市大蔵谷奥11番18号　ハイツアイ301号
破産者　月岡　　瞳
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第１４号
兵庫県明石市魚住町錦が丘１丁目16番地の８
破産者　戸田　康弘
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第１９号
神戸市西区押部谷町木幡２番地の71　４―103号
破産者　澤田　奈々
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第１２号
兵庫県豊岡市日高町道場538番地　市営道場住宅２号棟204号室
破産者　林　　博美
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成３０年（フ）第１３号
兵庫県豊岡市出石町鍛冶屋316番地　市営鍛冶屋住宅９号室、開始決定時の住所兵庫県豊岡市出石町弘原308番地の１　リバーシティ103号
破産者　松原　侑美
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成３０年（フ）第２号
松江市奥谷町128番地６　カーサ・グレーシア201号室、住民票上の住所島根県雲南市掛合町多根528番地10
破産者　安井　恵樹
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０１号
広島県呉市阿賀北６丁目15番16―607号
破産者　門川　悠太
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第９０号
広島県三原市皆実５丁目13番20号
破産者　中野　早希（旧姓小中・岡野）
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

平成３０年（フ）第８号
広島県尾道市因島中庄町2288番地１　ヴィラナリー尾道１号棟403号
破産者　新開　　孝
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

平成３０年（フ）第１２号
広島県尾道市因島重井町907番地
破産者　奥本　智美
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第２９３号
愛媛県松山市吉藤５丁目４番26号　ジョイントM102号
破産者　家木　久男
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２０号
愛媛県松山市土居町686番地　イーストリバーズ松山505号
破産者　大山　千**鶴**
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３５６号
高知市朝倉西町２丁目11番10―２号　ハイツ藤202号
破産者　濱田　敏博
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１２号
高知市神田125番地１　レジデンス優美36・506号
破産者　小西　健一
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１９号
高知県土佐市蓮池2326番地　ボヌール・アヴニールⅢ　101
破産者　髙岡　敏代
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３１号
高知県須崎市西崎町８番２号　ラコスタ201号
破産者　今橋　孝之
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２９年（フ）第３２号
高知県須崎市西崎町８番２号　ラコスタ201号
破産者　今橋　育代
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

平成３０年（フ）第７号
福岡県飯塚市長尾21番地20、住民票上の住所福岡市博多区金の隈３丁目６番15号
破産者　廣田　朋子
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第４号
福岡県田川郡香春町大字中津原1233番地１
破産者　立花　　久
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第４１９号
宮崎市昭栄町163番地
破産者　長嶺　朝海
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１５号
鹿児島県霧島市国分清水１丁目８番21号　五月荘Ｂ103号室
破産者　恒**吉**　直樹
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２９年（再イ）第１２１号
東京都日野市南平６丁目23番地の１コーポ南進301
再生債務者　古橋　秀亮
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月26日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（再イ）第８２１号
東京都品川区西五反田８―12―２―401
再生債務者　羽根地健太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第４９号
群馬県渋川市石原605番地４
再生債務者　小濱　昭洋
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月26日
前橋地方裁判所民事部破産再生係